

# 「ネット上における違法・有害 情報対策」をめぐる透明性の 問題について

---

2005年11月19日

崎山伸夫

(JCA-NET理事)

# 背景

---

- IT安心会議
  - 「インターネット上における違法・有害情報対策について」
- 自治体の青少年条例改正の動き
  - フィルタリング関連の努力義務

# 警視庁からフィルタリングソフト会社 への情報提供開始

---

## □ 報道例

- 「警視庁、フィルタリング会社に悪質サイト情報提供」(8月25日 日経産業新聞)
- 「フィルタリングソフト開発2社に情報を提供 警視庁」(8月25日 毎日新聞)
- 「Jword、有害サイトを検索対象から除外・警視庁と連携」(9月9日 日経IT PLUS)

## □ 最終的に7社への要請と、それに対応する 各社プレスリリース

# 問題？

---

- 古典的(1996年～)な「違法・有害情報問題対策」をめぐる問題
  - 言論・表現の自由への侵害ではないのか？
- 警察が「違法でない情報」についてラベルづけしてフィルタリングを前提として情報提供して、一方でフィルタリングが努力義務とされている、という状況は問題ないのか？

# 古典的「違法有害情報」問題と2005年「違法有害情報」問題の違い

---

- 昔：メディア悪影響論
  - ポルノは悪！の類
  - 科学的根拠はない・弱い
  - 言論・表現の自由との衝突
- 今：被害に直結するコミュニケーションや犯罪目的の取引に直結するコミュニケーション
  - フィッシングサイトや詐欺サイト
  - 架空名義口座の売買広告
  - 禁止・規制薬物の売買広告 など
  - とはいえ、昔からの論も健在→混在

# 調査

---

- 警視庁に対する情報公開請求
  - 警視庁ハイテク犯罪総合対策実施要綱
    - サイバーパトロールの根拠となる規定を含む
  - 違法・有害情報等に対する表示抑制強化依頼について(依頼)
    - フィルタリングソフト各社への要請内容
  - 違法・有害ホームページのURL一覧表
- 全面開示

# ハイテク犯罪実施要綱における違法 有害情報

---

## □ 違法情報

- 情報自体が違法であるもの
- 禁制品及び規制品の売買に関する情報等犯罪が行われている疑いのある情報

## □ 有害情報

- 犯罪方法を教示する方法
- 犯罪や事件を誘発する等公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報
  - 少年の健全育成を阻害するおそれのある情報

# ハイテク犯罪実施要綱における情報 収集すべき情報

---

## □ 重点が列挙されている

1. 犯行の内容、手段等が特に悪質、巧妙及び重要なもの
2. 同種被害が多発し、若しくは模倣性が強いなど社会又は少年に及ぼす影響が大きいもの
3. 他人の識別符号の売買又は盗取、不正アクセスの方法等不正アクセス行為に関する情報
4. サイバーテロに関する情報

# 各社への依頼文

---

- 「依頼」の形式
- 比較的広範な情報についてのフィルタリング強化の依頼
  - 高校での爆弾事件や掲示板での共犯者募集事例への言及
  - 爆弾の製造方法や自殺の誘発サイトへの言及
- 警視庁から提供する一覧表についての直接の言及はない

# URL一覧表

---

- エントリーの項目
  - ホームページ名
  - URL
  - 検索キーワード
  - 情報分類(該当する場合は○)
    - 口座
    - 身分証
    - 著作権
    - クレジット
    - 携帯
    - ID情報
    - 薬物
    - 有害情報
- 850エントリー(開示決定日10月14日のもの?)

# URL一覧表の中身

---

- 検索キーワードは架空口座や口座売買に関するものが圧倒的に多く(700以上)、ついで薬物(おもにリタリン)取引(56)、飛ばし携帯電話(32)。
- 個別のURLの実際の内容については未調査
  - BBSが大多数。放置状態でSPAM的書き込みで埋め尽くされて該当したケースもある。
  - 有名サイトで口座販売詐欺と思われるサイトを扱った記事で問題のページをコピーしたものが該当(送信フォームが生きたまま)
- 情報自体が違法なものは無い模様
  - 直接に捜査・摘発の対象となるためか

# 報道と実態のずれ

- 速報では警視庁の依頼文や各社のプレスリリースをベースに警視庁が広範な「有害サイトのリスト」を作成している印象を持たせる報道がみられた
  - 規制歓迎派の歓迎と反対・懐疑派の反発
- 実際は、かなり謙抑的
  - 現実の対象は限定的
  - 個々のサイト管理者やプロバイダへ連絡すれば削除・修正される情報が多いと思われるが、それはできないと判断している
  - 後に冷静な報道はいくつか見られたが最初の報道の印象を覆すものではない
- ずれに振り回される状況
  - 総務省 電気通信消費者支援連絡会(第9回)

○松本座長代理 資料にある新聞記事を読むと、フィルタリングソフトメーカーは警視庁からの情報提供だけでフィルタリングソフトを作っているようにも読めます。警察が有害と考える情報と、一般の保護者が有害と考える情報には差異があるのだと思いますが、フィルタリングソフトメーカーは、有害サイトに関する独自の調査は行っていないのでしょうか。

○渋谷補佐 元々は、フィルタリングソフトメーカーは独自の判断・基準に基づいてフィルタリングソフトのデータベースを構築しております。独自に作成したデータベースに、警視庁からの情報を加えていると聞いております。

○池田補佐 補足ですが、フィルタリングソフトメーカーは毎日何万件ものサイトの確認を機械的、目視により行っておりますが、警視庁から8月に行われた情報提供は約680サイトと聞いております。従って、メーカーが独自に行っているものから比べると警視庁からの情報提供は限定的なものであると考えられます。

# 冷静な議論のためには

---

- 具体的に何を問題にしているのか明確にするべき
  - 「違法・有害情報」では大まか過ぎる
  - もう少し、細かい分類の用語で政策議論が行われるべき
    - ハイテク犯罪実施要綱で定義に使われている細目は候補のひとつだが、異なる視点からの分類も必要だろう